

行橋市マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和 6 年 4 月～令和 16 年 3 月)

令和 6 年 4 月 1 日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市が把握している令和 5 年 12 月時点のマンション数は 25 棟 1,178 戸、そのうち建築後 40 年を経過した高経年マンションは 3 棟 97 戸となっています。

今後、10 年後には高経年マンションが 9 棟 252 戸と増加することを踏まえ、マンション管理適正化を進めるため、本計画を策定します。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

市内のマンションの管理状況を確認するため、計画期間内に管理組合等への実態調査等を実施します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

行橋市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

福岡県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに 県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。

また、管理計画認定制度の運用に関する事項として、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3 に基づくマンションの管理計画認定に関する事

務ガイドライン（国土交通省）」に基づく書類の他に、管理者等の認定申請の円滑化を図るため、（公財）マンション管理センターによる「管理計画認定手続き支援サービス」を利用した「事前確認適合証」を必要書類とします。